



石狩市

No.41 2023年1.2月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 広聴・市民生活課
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL:0133(72)3191 FAX:0133(72)3199

消費生活センター便り



みんなのくらしをうるおす Week

10/27 消費生活研修会を開催しました!!

10/19～27の9日間を『みんくら Week』と称する啓発強化週間と位置づけました。市民の皆様暮らしを「うるおす」きっかけとなるよう、消費生活や交通安全など生活環境を取り巻く様々な事柄についてパネル展示や、日替わりでイベントを実施しました。27日には消費生活研修会として『シニア向けスマートフォン教室』を開催しました。

パネル展

10/20～27 花川北コミセン1階ロビーにて
市民生活に関する情報のパネル展を開催しました。



シニア向けスマートフォン教室

10/27 花川北コミセン 1F ホールにて開催
20名の市民の皆様に参加いただきました。



KDDI(株)認定講師によるスマートフォンを持っていない方向けの講座を開催しました。第一部ではアプリなどを用いながら、スマートフォンの基本操作を学びました。

第二部では音声入力による検索方法を教わったほか、メールによる架空請求など、スマートフォンを使うにあたっての注意喚起をしていただきました。



関係機関の皆様、ご参加いただいた皆様のおかげで、**みんくら Week** は連日大盛況で無事に終わることができました。ご協力ありがとうございました。

スマートフォンの広告を見て注文するときは

「定期購入」に気を付けて

トラブル事例



- ✓ スマートフォンに表示されたサプリメントの広告を見て、そんなに安く買えるなら試してみようと思い、画面の表示に従って注文した。特別価格の1回だけの注文だと思っていたら、商品が届いてすぐに2回目の定価の商品が届き、**定期購入になっていると判明した。**
 - ✓ 「電子タバコが今なら本体無料、カートリッジが通常価格の10分の1」という広告をスマートフォンで見ると注文した。電子タバコ本体とカートリッジ1回だけの注文のつもりが、商品が届いてすぐに、**続けて初回の10倍の価格のカートリッジが送られてきて定期購入だと知った。**
- 以上のように、**スマートフォンの広告を見て、1回限りの購入のつもりが、意図せず「定期購入」になっていた**といったトラブルが増えています。

スマートフォンで注文する時の心構え



- ✓ **特別価格で買える場合、定期購入が条件**になっていることがあります。
 - ✓ **定期購入であることの説明や、2回目以降の価格が小さな字で書かれている**ことがあります。
 - ✓ **購入を確定する前に、1回だけの注文か、定期購入かよく確認し、できれば購入画面をスクリーンショットで撮影しておきましょう。**
- * 「今だけ」「今なら」という言葉に惑わされ、**購入を焦らないように**しましょう。
- * **定価よりずっと安い場合は「定期購入」になっていないかをよく確認し、内容が十分に理解できない場合はいったん購入手続をやめて慎重に検討**しましょう。

商品が届いたら

- ✓ **定期購入になっていないか明細書や納品書をよく確認**する。
 - ✓ 「**次回お届け予定日**」などと書かれている場合、定期購入になっているかもしれません。その場合はすぐに販売業者へ連絡して定期購入を解約したいと伝えましょう。
- * 「**定期購入**」は、解約を申し出ない限り、定期的に商品が届くので、**放置しないでください。**
- * **スマートフォンの広告からの購入は「通信販売」**です。通信販売は、クーリング・オフがありません。注文後は、消費者の都合だけで一方的にキャンセルすることはできないので**ご注意ください。**



「**こまったな…**」と思ったら、**相談してください！**

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ

消費者ホットライン **188** いちゃいちゃ 馬なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。